

4. 所得控除額の計算方法

旧制度と新制度での所得税・住民税の所得控除額の計算方法は、それぞれ以下の計算式となります。

○所得税

・旧制度

年間の支払保険料等	所得控除額
25,000 円以下	支払保険料等の全額
25,000 円超 50,000 円以下	支払保険料等×1/2 + 12,500 円
50,000 円超 100,000 円以下	支払保険料等×1/4 + 25,000 円
100,000 円超	一律 50,000 円

(全体の所得控除限度額 100,000 円)

・新制度

年間の支払保険料等	所得控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等×1/2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等×1/4 + 20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

(全体の所得控除限度額 120,000 円)

○住民税

・旧制度

年間の支払保険料等	所得控除額
15,000 円以下	支払保険料等の全額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等×1/2 + 7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料等×1/4 + 17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

(全体の所得控除限度額 70,000 円)

・新制度

年間の支払保険料等	所得控除額
12,000 円以下	支払保険料等の全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等×1/2 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等×1/4 + 14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

(全体の所得控除限度額 70,000 円)

※旧制度の所得控除額の計算方法は、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」ともに共通です。

新制度の所得控除額の計算方法は、「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」ともに共通です。

《ご留意事項》 旧制度が適用されている契約と、新制度が適用されている契約の双方にご加入の場合

旧制度が適用されている契約(以下、「旧制度契約」といいます)と、新制度が適用されている契約(以下、「新制度契約」といいます)の双方にご加入の場合は、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の控除区分ごとに下記(ア)～(ウ)のいずれかの申告方法が選択できます。(詳しくは「5. 所得税における所得控除額の計算方法(具体例)」をご参照ください)

(ア) 旧制度契約に係る所得控除額

(イ) 新制度契約に係る所得控除額

(ウ) 旧制度契約と新制度契約の双方について、生命保険料控除の適用を受ける場合の所得控除額
(ただし、新制度の所得控除限度額が適用されます)

本内容は2023年6月現在の法令等に基づいて記載しています。
今後、税制の変更にともない、記載内容が変更される場合がございます。